

北監第39号
令和6年8月22日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

行政監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

担当監査委員氏名

横山治・石井伸弘

対象事項及び範囲

- ・保健センターが行っている業務の内容と成果と課題について
- ・上下水道課の備品管理、工事検査、ふれあい水センターの管理について

実施日

令和6年10月2日（水）午前9時30分

実施場所

北方町役場3階委員会室、その他現地

基本方針・着眼点

- ・保健センターの業務内容と、それを行う会計年度任用職員を含めた各職員の業務内容の検証及び成果と課題について。
- ・上下水道課の備品管理、工事の計画・検査、ふれあい水センターの更新計画について。など

提出資料（各3部）

- ・保健センターの業務内容及び職員の事務分掌等についての資料
- ・上下水道課の備品台帳、工事計画、今後のふれあい水センターの更新計画等資料
- ・その他説明に必要な資料

出席依頼者氏名

- ・健康推進課長、上下水道課長、担当職員

北監第44号
令和6年10月16日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

行政監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を執行したので、同法第199条第9項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

1 監査の概要

(1) 監査の対象事項及び範囲

保健センターが行っている業務の内容と成果と課題について
上下水道課の備品管理、工事検査、ふれあい水センターの管理について

(2) 監査実施日

令和6年10月2日（水）

(3) 監査の方法・手段

対象事項について、施設及び現場を視察し関係職員から書類の提出を求めるとともに、必要に応じて説明を聴取して実施。

2 監査の結果

監査の目的に基づき、担当職員より説明を受け現地視察を行い関係書類の確認を行ったところ、概ね適切であった。意見としてはまず、保健センターに関しては、建物の老朽化が進み修繕箇所が多くなってきており、職員の数に比して事務室が狭隘であることが言える。当然ながら改善しようとすると費用がかかることなので、優先順位を鑑みながら利用者及び職員ができるだけ快適に過ごせる環境整備を心がけてもらいたい。また職員は、保健師・管理栄養士など専門的な資格が必要な職員がほとんどであり、そういう者が辞めたり長期に休んだ場合など、補充がなかなか見つからないという状況になるという説明があった。このことは町民の保健に関わることから、賃金の改善や人材派遣業者への委託等、専門職がいない状況を少しでも緩和できる手段を検討してもらいたい。北方町は、他市町に比して乳幼児健診や産後ケア事業などが充実していることの説明を受けた。今後はそのことも広報することで、子育て世帯へのアピールとなると考える次第である。

次に、上下水道課の備品管理、工事検査、ふれあい水センターの管理については、これまでの監査及び審査等で説明を受けてきたことを視察によって確認できた。特に、工事などは新しい技術や材料等が開発されており、今後も引き続き費用や耐久性について効率の良い方法を研究してもらいたい。